

印鑑登録証（くき市民カード）と個人番号カード及び住民基本台帳カード

利用方法	印鑑登録証(くき市民カード) 	住民基本台帳カード 	個人番号カード 
住民票の取得	ご利用できません	住所地以外の市区町村で住民票の写しを取得するとき (住所、氏名、生年月日、性別のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地以外の市区町村で住民票の写しを取得するとき (住所、氏名、生年月日、性別のみ記載) ・コンビニエンスストアで住民票の写しを取得するとき
印鑑登録証明書の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課(総合窓口)、各総合支所等の窓口で証明書を取得するとき 	ご利用できません	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアで証明書を取得するとき
税証明書 (市・県民税の所得、課税、納税証明書)	ご利用できません	ご利用できません	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアで証明書を取得するとき
転出、転入届出の特例	ご利用できません	特例の届出ができます。 詳しくは、市民課までお問合せください	特例の届出ができます。 詳しくは、市民課までお問合せください
本人確認資料	本人確認書類としてご利用できません	写真付住民基本台帳カードは、本人確認書類として利用できます	本人確認書類としてご利用できます

※有効期限内の住民基本台帳カードはご利用いただけますが、新規交付及び再交付は行っていません。